

2019年10月16日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの台風19号に伴う災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

#### 被害のご連絡窓口

お客さまからの被害のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル（24時間365日受付）

0 1 2 0 - 2 3 5 - 0 0 2

#### 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

##### 保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2か月以内に満期日を迎えるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも災害救助法が適用された日から2か月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

##### 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2か月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から、2か月を限度にその払込を延期することができます。

##### 災害救助法の適用地域

内閣府防災情報のページに掲載してありますのでご確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html>

#### 【お問い合わせ先】

ユニバーサル少額短期保険株式会社

〒113-0034 東京都文京区湯島2-32-3宮川ビル3F

電話 03-5875-1821 FAX 03-3831-8451